



～犯罪から子供を守る～

《保護者の皆様へ》

小学校に入学すると、一人で行動する機会が増え、この頃から犯罪被害に遭う確率が高くなります。

そこで、特に小学校1年生のお子さんを持つ保護者の皆様には、親子で安全対策について話し合い「**自分の身（大切な命）は自分で守る**」という意識を持たせましょう。

【合言葉を教えましょう！】

不審者から身を守るためには、幼少期から子供自身に「自分の身は自分で守る」方法を身につけさせることも大切です。その一つが「危険から身を守るための合言葉」です。お子さんの行動範囲と一緒に歩き、危険な場所等を確認しながら、合言葉を教えましょう。

【危険から身を守るための合言葉～いやです・だめです・いきません】

■ いやです

「名前や家を教えてくれる」、「一緒に子犬を探してくれない」等々、話しかけてきたら、はっきり「**いやです**」と断ろう。

■ だめです

「かわいいね。写真を撮らせて」、「ちょっと髪を触らせてくれる」等々、話しかけてきたら、はっきり「**だめです**」と断ろう。

■ いきません

「一緒に公園にいこう」、「駅まで一緒に案内してほしい」等々、話しかけてきたら、はっきり「**いきません**」と断ろう。

《地域の皆様へ》

「ながら見守り活動」にご協力をお願いします。

「ながら見守り活動」とは、通勤や買い物、散歩などの外で仕事しながら、気軽にできる子供達の安全を見守る活動です。

子供を犯罪から守るためには、地域の「**見守りの目**」が大切です。多くの目で見守りしていただくことが子供達の安全につながります。

ご協力をお願いします！

自転車の「青切符制度」を悪用した詐欺に注意！

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者の交通違反に対する交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）が施行されました。

自転車交通違反に対する指導取締りは、交通事故につながる危険な行為や警察官の指導警告に従わずに違反を継続した場合といった、悪質・危険な行為が取締りの対象となります。

この青切符制度を悪用し、現金をだまし取る詐欺事案が全国的に発生し千葉県内においても同様の事案が発生しています。

事案は、制服警察官に似た恰好をした者が、自転車の交通違反をした人を呼び止め、「違反ですので、罰金を払ってください。」などと言って、現金をだまし取る手口です。警察官が取締りの現場で、現金を受け取ることは絶対にありません。

取締りの現場などで、現金を支払うように言われた場合には、絶対に応じないで、110番通報するか、最寄りの警察施設に知らせましょう。

取締りの基本的な考え方（警察庁 HP から）

警察では、自転車の交通違反を認めた場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反があったときは検挙を行います。

※例えば「遮断踏切立入り」「自転車制動装置不良」「携帯電話使用等（保持）」は、指導警告ではなく、青切符、飲酒運転やあおり運転などの重大な違反は赤切符（刑事手続）の対象となります。

※1 ※2
酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転（あおり運転）、携帯電話使用等（交通の危険）は交通反則通告制度の対象外で通常の刑事手続が取られます。

※1 アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為

※2 血中0,3mg/ml又は呼気0,15mg/l以上のアルコールを保有して自転車を運転する行為



〈連絡先〉

茂原市役所 市民部 生活課

TEL 0475-20-1505 (月～金 9:00～16:30)

